

令和7年度新規就農総合支援事業就農準備資金 募集要領

(新規就農者育成総合対策 就農準備資金等)

1 新規就農総合支援事業就農準備資金の概要

県が認める研修機関（埼玉県農業大学校、明日の農業担い手育成塾のうち自立実践コース、その他県が認定したもの）において、就農に向けた研修を受ける方に、交付期間（研修期間）1年につき1人当たり最大150万円を最長2年間交付します。

2 申請者の要件

申請される方は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 埼玉県新規就農総合支援事業実施要領別記1第6の1に定める研修計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であると県が認めた研修機関等（埼玉県農業大学校、明日の農業担い手育成塾のうち自立実践コース、その他県が認定したもの）で研修を受けること。
 - イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - ウ 明日の農業担い手育成塾等において先進農家又は先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと。
 - (イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
 - エ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - (イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- (3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (5) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に従事することや経営主から専従者給与が支払われること等）

を明確にすること並びに就農後５年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営体が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となることを確約すること。

- （６）研修終了後に独立・自営就農[※]する予定の場合にあつては、就農後５年以内（親元就農で就農後５年以内に独立・自営就農の場合は、経営開始後５年以内）に農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること。

※ 独立・自営就農の要件（以下の要件を全て満たすものに限る）

- ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
- ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

- （７）研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後１年以内正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は、通算５年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後５年以内に独立・自営就農する又は法人の共同経営者となること。

- （８）研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所得が６００万円以下であること。ただし、６００万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情[※]があると県が認める場合に限り、採択を可能とする。

※ 切実な事情とは特殊事情を指すものであり、例えば「仕事を辞めて研修に専念するため、今年の世帯所得は６００万円以下になる」という理由では認められません。

- （９）研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

- （１０）原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

３ 申請方法

研修計画（別紙様式第１号）及び明日の農業担い手育成塾等で研修を受ける場合は研修計画表（別紙様式第１号 別添１－１）を１部作成し、明日の農業担い手育成塾等で研修を受ける場合は塾を所轄する農林振興センター、埼玉県農業大学校の学生は農業大学校に提出してください。

なお、研修計画に不備がある場合は受理できません。

4 告知期間

令和7年6月12日（木）～令和7年7月31日（木）

5 告知方法

埼玉県ホームページに掲載

（総合トップ＞しごと・産業＞農業＞農業を始めたい方への支援）

6 申請受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）（土日・祝日を除く）

※ 申請窓口にて面接日時を予約した上で、必要書類を御持参ください。

（受付時間：午前9時から午後4時まで）

7 審査・選考

原則、研修計画受付の際に申請窓口において書類審査及び面接を行います。

8 その他

この要領に定めなき事項は、埼玉県新規就農総合支援事業実施要領、新規就農者育成総合対策等の国実施要綱に準じるものとします。

9 この要領に関する問い合わせ先

埼玉県農林部農業支援課 新規参入支援担当 早川・西野

電話：048-830-4051

E-Mail：a4040-05@pref.saitama.lg.jp

付則

- 1 この要領は、令和7年6月13日から施行する。

申請窓口

機関	所轄市町村
さいたま農林振興センター 郵便：330-0074 住所：さいたま市浦和区北浦和5-6-5 電話：048-822-1007	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町
川越農林振興センター 郵便：350-1124 住所：川越市新宿町1-17-17 電話：049-242-1804	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
東松山農林振興センター 郵便：355-0024 住所：東松山市六軒町5-1 電話：0493-23-8582	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父農林振興センター 郵便：368-0034 住所：秩父市日野田町1-1-44 電話：0494-25-1310	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
本庄農林振興センター 郵便：367-0026 住所：本庄市朝日町1-4-6 電話：0495-22-3116	本庄市、美里町、神川町、上里町
大里農林振興センター 郵便：360-0831 住所：熊谷市久保島1373-1 電話：048-526-2210	熊谷市、深谷市、寄居町
加須農林振興センター 郵便：347-0054 住所：加須市不動岡564-1 電話：0480-61-3911	行田市、加須市、羽生市
春日部農林振興センター 郵便：344-0038 住所：春日部市大沼1-76 電話：048-737-6311	春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、宮代町、白岡市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町
埼玉県農業大学校 郵便：360-0112 住所：熊谷市樋春2010 電話：048-501-6845	